

火災ごみの搬入に関する基準

火災等に罹災した家屋等を自ら解体し、その残材を自らごみ処理施設へ搬入する際の基準は、下記のとおりといたします。町での処理困難物は搬入できません。

また、解体を建設業者等に委託した場合は、搬入できませんので委託した業者等に処分を依頼してください。

なお、搬入にあたっては、必ず事前に搬入許可申請書（任意様式）、減免を申請する場合は減免申請書（様式第 10 号）等を提出していただき、許可を得てから搬入して下さい。

※減免申請書・・・罹災証明書、必要に応じて現場写真を添付

記

1. 搬入する場合

- (1) 燃えるもの（可燃物）と燃えないもの（不燃物）に必ず分別のうえ搬入して下さい。
- (2) 木材等（燃えるごみ）は、長さは 2m 以下、太さは 10cm 以下とし、炭部・灰・土砂等の付着物は落として下さい。
- (3) 鉄骨等（燃えないごみ）は、2 名で持てる程度の重さ、長さは 2m 以下とします。それ以上の場合は受入できません。
- (4) 柱・はり等補強のためなどクギ等金属類は、必ずとりはずして下さい。
- (5) 搬入車両は、4t 車以下とし、荷降ろしするときは手降ろしでお願い致します。
- (6) 1 日の搬入台数は、3 台までとします。

2. 搬入できないもの

- (1) 原因が当該火災によるものと認識できないもの
- (2) 事業用（商売）に使用した機械類・机類・商品及び製品等、事業専用として使用していた店舗・倉庫等の残材等
- (3) 灰・瓦・コンクリート・ブロック・タイル・レンガ・石膏ボード・土砂・タイヤ・バッテリー・消火器・ガスボンベ・耐火金庫・オートバイ・自動車・浄化槽・浴槽・ピアノ・便器・井戸用ポンプ・農機具類等の町で処理できないもの

3. 搬入できないごみについては、専門業者及び処分業者等に相談して、処理して下さい。

4. 搬入日時は、平日の午前 9 時から 12 時まで及び午後 1 時から 4 時までとします。

5. 搬入は、現場の係員の指示に従って搬入して下さい。

6. 搬入期間は、罹災日から原則 3 か月以内とします。

7. 申請及び問合せ先・・・阿見町役場町民生活部 廃棄物対策課（霞クリーンセンター内）
(TEL 029-889-0091)。

以 上